北海道告示第 10405 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和2年1月10日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和元年9月10日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコタウン旭川西店

旭川市緑町 18 丁目 2148-14 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社サッポロドラッグストアー

代表取締役 富山 浩樹

札幌市北区太平3条1丁目2番18号

株式会社プレナス

代表取締役 塩井 辰男

福岡県福岡市博多区上牟田1丁目19番21号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) サツドラ旭川緑町店

(変更後) エコタウン旭川西店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社サッポロドラッグス	代表取締役	札幌市北区太平3条1丁目2番18号
トアー	富山 浩樹	
株式会社プレナス	代表取締役	福岡県福岡市博多区上牟田1丁目19番
	塩井 辰男	21 号

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エコノス	代表取締役	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号
	長谷川 勝也	
株式会社プレナス	代表取締役	福岡県福岡市博多区上牟田1丁目19番
	塩井 辰男	21 号

(4) 変更の年月日

ア 上記(3)ア 令和元年7月13日

イ 上記(3)イ 令和元年7月13日

(5) 変更する理由

ア 上記(3)ア 小売業者の変更に伴い店舗名称が変更となるため

イ 上記(3)イ 小売業者の変更のため

2 届出年月日

令和元年9月4日

- 3 届出書等の縦覧
 - (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和元年9月10日(火)から令和2年1月10日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで